

# 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

資料3-1

(地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

## I 地域医療勤務環境改善 体制整備事業

労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う事業  
※下線部はR6年度における主な変更箇所

## II 地域医療勤務環境改善 体制整備特別事業

教育研修体制を有する医療機関への勤務環境改善支援を行う事業  
※令和6年度新規事業

## III 勤務環境改善 医師派遣等推進事業

長時間労働医療機関へ医師派遣支援を行う事業  
※令和6年度新規事業

### 対象医療機関

年通算の時間外・休日労働時間が720時間以上の医師がおり、  
以下に該当する地域医療に特別な役割がある医療機関

かつ

以下のいずれかを満たす医療機関を支援

救急用の自動車または救急医療用ヘリコプターによる搬送件数年間2,000件未満であって地域医療に特別な役割を担う医療機関

- 救急搬送件数1,000件以上2,000件未満
- 救急搬送件数1,000件未満であって夜間・休日・時間外入院件数 年500件以上
- 5疾病6事業で重要な医療を提供している場合 等

※地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

一般病床の許可病床100床あたりの常勤換算医師数が40人以上かつ常勤換算医師数が40人以上の医療機関であって、臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹病院である医療機関

臨床研修基幹病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹病院である医療機関

※地域医療体制確保加算を取得していても対象とする。

### 補助経費

医師の労働時間短縮の取組として、「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業の経費

### 補助単価

補助率：資産形成につながる経費 2/3、その他10/10  
※令和6年6月末時点の補助要綱

- 1床当たりの標準単価：133千円
- 「更なる労働時間短縮の取組※」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。
  - ※「更なる労働時間短縮の取組」（令和8年度までは以下の取組）
    - 大学病院改革ガイドラインに基づき、大学病院改革プランを策定した場合
    - 各年度において、管理運営要領 別記3に規定する時間外・休日労働時間の基準内で36協定を締結するB、連携B医療機関の場合 等

### 対象医療機関

#### ① 医師派遣受入医療機関

地域医療に特別な役割を担う医療機関であって、年通算の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師のいる医療機関

#### ② 医師派遣医療機関

①の医師派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関



※地域医療体制確保加算を取得していても対象とする。  
※同一法人間の医師派遣は除く。  
※地域医療対策協議会等において、地域医療構想や医師確保計画に基づく医師確保対策の推進と相反する事業でないことについて議論されていることが望ましい。

### 補助経費

- 医師派遣に係る逸失利益補填
- 医師派遣を目的とした寄附講座 等

### 補助単価

標準事業例通知における標準事業例26及び医師派遣推進事業の標準単価に準じて、都道府県において定める額

※派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数 等

※事業I、IIにおいて支援を受ける医療機関および事業IIIにおいて医師派遣を受ける医療機関は「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、医師労働時間短縮計画を作成し、労働時間短縮に向けた取組を行う医療機関であること。  
※I、II、IIIのいずれにおいても、区分VIの他の事業の補助を実施している場合であっても対象とする。